

## 中国 外国企業・駐在員事務所の設立手続き・必要書類

## 1. 駐在員事務所の設立

中華人民共和国「外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定」および「外国企業常駐代表機構登記管理条例」の規定により、外国企業(外国(または地域)で設立された企業)が中国で駐在員事務所を設立する場合

- (1) 中国の主管部門に申請する。会社の規約、会社の登記証明等の関連文書を提出し、批准を受けた後、会社登録機関(市場監督管理局)で登記手続を行う。
- (2) 中国国内にある駐在員事務所の代表者または代理者を指名し、経営活動に必要な運転資金を供給する。
- (3) 外国企業の駐在員事務所を登記する場合、当該外国企業の国籍と責任形式を明確にし、規則等の関係書類を提出する。
- (4) 必要書類

- a. 駐在員事務所設立申請書
- b. 外国企業の登記簿謄本(会社の住所証明および2年以上の存続を証明する合法的な営業証明書)
- c. 外国企業の定款等
- d. 外国企業が作成した署名権者に対する授權書または証明文書
- e. 駐在員事務所の首席代表、代表の委嘱書
- f. 外国企業と取引関係のある金融機構が発行した資金信用証明
- g. 首席代表、代表の履歴書
- h. 首席代表、代表のパスポートの写し
- i. 首席代表、代表の写真
- j. 事務所の駐在場所の合法的使用証明
- k. 認可機構の認可文書(駐在員事務所の設立にあたり、認可が必要な場合)
- l. その他

\*駐在員事務所の設立において、外国(地域)企業は登記機関が指定するメディアに公告をしなければならない。

上記 b. から f. の資料は所在国の主管機関の公認を経て、所在国の中国大使館に送付し認証を受けなければならない。所在国が中国と外交関係がない場合、所在国における中国と外交関係がある第三国大使館の認証を経て、第三国における中国大使館に送付し認証を受けなければならない。ある国の海外属地が発行する文書は、まず、その属地において公認を受け、その国の外交機構より認証を受け、その国における中国大使館より最終的に認証されなければならない。香港、マカオおよび台湾企業の合法開業証明は、専門規定または協議により現地公認機構が発行する公認文書を指す。提出する文書が外国語である場合、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出すると

ともに翻訳会社の営業許可書の写しを提出しなければならない。

#### (5) 外商投資情報の報告

##### 『外商投資情報初回設立、変更報告表』

\*外商投資情報報告関連事項に関する告知(商務部公告 2019 年第 62 号)によれば、外国企業の駐在員事務所の新設または変更の際、企業登記システムを通じて、初回設立報告または変更報告を提供する必要がある。「外商投資情報初回設立、変更報告表」は、当該システム上の報告表である。

(出所:「外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定」、「外国企業常駐代表機構登記管理条例」、「外商投資情報報告弁法」、「企業登記申請文書規範」、「企業登記提出資料規範」、「市場主体登記申請文書規範」、「市場主体登記提出資料規範」、「外商投資情報報告関連事項に関する告知」)

## 2. 外商投資企業の登記登録、外商投資情報報告制度

2019 年 12 月 30 日、中華人民共和国商務部、国家市場監督管理総局による『外商投資情報報告弁法』が公布され、2020 年 1 月 1 日より実施された。『外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法』は同時に廃止される。

また、2020 年 1 月 1 日の「外商投資法」実施にあたり、外商投資企業の登記についてルール化するため、2019 年 12 月 31 日に国家市場監督管理総局より、『「外商投資法」の実施のため、外商投資企業登記登録の展開に関する通知』(国市監注(2019)247 号)が公布され、2020 年 1 月 1 日より実施された。当該通知において、外商投資企業の登記登録、外商投資情報報告について定められている。

「外商投資法」第 31 条によれば、外商投資企業の組織形態、組織機構および活動の基準については、「会社法」、「パートナーシップ企業法」等の法律の規定が適用される。以下において、「有限責任会社」、「株式会社」(2. 1において併せて単に「会社」という)およびパートナーシップ企業の設立について説明する。

### 2. 1 会社の登記登録、外商投資情報報告制度

#### 1) 会社とその支店の設立登録届出資料

##### 会社の設立

投資者は『外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)』に該当するかどうかについて確認しなければならない。かつオンラインで後述の資料を提供しなければならない。

- ・ 設立会社登記(届出)申請書
- ・ 会社定款(有限責任会社の場合、株主全員により署名する。株式会社の場合、発起人全員により署名する)

- ・ 株主、発起人の主体資格証明書または自然人の身分証明書
- ・ 法定代表者、董事、監事およびマネジャーの就任証明書および身分証明書
- ・ 住所(経営場所)の合法使用証明書
- ・ 発起設立した株式会社は、株主大会会議記録を提出し、募集設立の株式会社は創立大会の会議記録を提出しなければならない。
- ・ 募集設立の株式会社は、公開株を発行する場合、国務院証券監督管理機構より発行される批准書類を提出しなければならない。
- ・ 法、行政法規と国務院決定規定により承認の必要がある場合、または経営範囲について承認の必要がある項目を申請する場合、事前承認証明書または許可証明書の写しを提供しなければならない。
- ・ 審査機関の批准文書（外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）の分野に該当する企業のみ）

## 会社の支店の設立

- ・ 支店登記(届出)申請書
- ・ 営業場所の使用証明書
- ・ 支店責任者の役職情報および身分証明書の写し
- ・ 所属会社の営業許可証の写し(会社の公印押印済のもの)
- ・ 法、行政法規と国務院決定の規定により承認の必要がある場合、または経営範囲に承認の必要がある項目を申請する時、事前承認証明書または許可証明書の写しを提供しなければならない。

## 2) 外商投資情報の報告

### 『外商投資情報初回設立、変更報告表』

＊外商投資情報報告関連事項に関する告知(商務部公告 2019 年第 62 号)によれば、外商投資企業の設立または変更の際、企業登記システムを通じて、初回設立報告または変更報告を提供する必要がある。「外商投資情報初回設立、変更報告表」は、当該システム上の報告表である。

## 2. 2 外商投資パートナーシップ企業とその支店の設立

外商投資パートナーシップ企業を設立する場合、「中華人民共和国パートナーシップ企業法」、「外商投資法」、「市场主体登記管理条例」が適用される。後述の資料を提出する。

### 1) 外商投資パートナーシップ企業

- ・ パートナーシップ企業登記(届出)申請書
- ・ 全パートナーにより署名されたパートナー契約書
- ・ 全パートナーの主体資格証明あるいは身分証明書、パートナーの住所証明書

- ・ 主要住所(経営場所)の合法使用証明書
- ・ 法、行政法規と国务院決定の規定により承認の必要がある場合、または経営範囲に承認の必要がある項目を申請する時、事前承認証明書または許可証明書の写しを提供しなければならない。
- ・ 法、行政法規が規定する特殊普通パートナーシップ企業の設立は、パートナーの職業資格証明書が必要な場合、当該証明書を提出しなければならない。

## 外商投資パートナーシップ企業の支店の設立

- ・ 支店登記(届出)申請書
- ・ 支店営業場所の使用証明書
- ・ 所属パートナー企業の営業許可証の写し(パートナー企業の公印押印済のもの)
- ・ 全パートナーによる支店責任者の委嘱書およびその身分証明書の写し
- ・ 法、行政法規と国务院決定規定により承認の必要がある場合、または経営範囲について承認の必要がある項目を申請する場合、事前承認証明書または許可証明書の写しを提供しなければならない。

## 2) 外商投資情報の報告

### 『外商投資情報初回設立、変更報告表』

\*外商投資情報報告関連事項に関する告知(商務部公告 2019 年第 62 号)によれば、外商投資企業の設立または変更の際、企業登記システムを通じて、初回設立報告または変更報告を提供する必要がある。「外商投資情報初回設立、変更報告表」は、当該システム上の報告表である。

(出所:「国家市場監督管理総局 「企業登記申請文書規範」と「企業登記提出資料規範」に関する通知」(国市監注[2019]2号)2019年3月1日発効、「国家市場監督管理総局『市場主体登記申請文書規範』と『市場主体登記提出資料規範』に関する通知」(国市監注[2022]24号)、2022年2月28日発効、商務部「外商投資情報報告関連事項に関する告知」2020年1月1日発効)

## 外商投資初回設立、変更報告書

### 一、基本情報

データ項目情報		備考 (データ項目名称は報告主体により調整の可能性がある)
名称	(中文)*	
	(英語)	
統一社会信用コード*		
住所*		会社:住所 パートナーシップ 企業:主要経営場所 生産経営活動に従事するもの:住所 駐在員事務所:駐在場所
特殊経済区域	特殊経済区域に所在するか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	<input type="checkbox"/> 自由貿易試験区:名称(選択)	
	<input type="checkbox"/> 国家レベル経済技術開発区:名称(選択)	
	<input type="checkbox"/> 国家レベル边境経済合作区:名称(選択) <input type="checkbox"/> クロスボーダー経済合作区:名称(選択)	
企業類型*	(選択)	
投資業界	(選択)	
	主要経営業界:(選択)	
経営範囲	経営範囲*:	会社:経営範囲 パートナーシップ
	経営範囲が国家の外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)に該当するか: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	企業:経営範囲 生産経営活動に従事するもの:中国国内の経営範囲
	特別管理措置:(選択)	
	条件に合致する香港、マカオの投資者、サービス提供者の経営範囲は中国大陸と香港、マカオとの	駐在者代表機構: 業務範囲

	『CEPA サービス貿易協議』『CEPA 投資協議』のネガティブリストに該当するか: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
通貨*	(選択)	
投資総額*	(万円)	会社に限り、記入
登録資本金*	(万円)	会社に限り、記入
出資額*	納付額 (万円)	パートナーシップ企業に限り、記入
	払込 (万円)	
資金額*	(万円)	生産経営活動に従事する者、駐在員事務所に限り、記入
業務類型	<input type="checkbox"/> 外商投資の投資性会社 <input type="checkbox"/> 外商投資の設立投資企業 <input type="checkbox"/> 外商投資で投資を主要業務とするパートナーシップ企業 <input type="checkbox"/> 以上の類型以外	会社、パートナーシップ企業に限り記入
パートナーシップ企業類型*	<input type="checkbox"/> 普通パートナー <input type="checkbox"/> 特殊普通パートナー <input type="checkbox"/> 有限パートナー	パートナーシップ企業に限り、記入
経営活動類型*	(選択)	生産経営活動に従事する者に限り、記入
投資方式	<input type="checkbox"/> 普通新設立 <input type="checkbox"/> 合併による新設立 <input type="checkbox"/> 分割による新設立 <input type="checkbox"/> 資産買収	会社、パートナーシップ企業に限り記入
	<input type="checkbox"/> 持株買収 (□外国投資者による国内上場の非外商投資企業への戦略投資) <input type="checkbox"/> 外国投資者による国内上場外商投資企業への戦略投資 <input type="checkbox"/> パートナーシップ企業の財産譲渡 <input type="checkbox"/> 吸収合併 <input type="checkbox"/> 国外証券の公开发行 (H株、N株、S株等の発行)	
	国家奨励の外商投資産業目録範囲に合致するか: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

<b>国家奨励発展の外商投資プロジェクト</b>	プロジェクトの性質および適用産業政策の項目 <input type="checkbox"/> 国家奨励外商投資の産業: 項目 (選択) <input type="checkbox"/> 中西部地域外商投資の優位産業: 項目 (選択)	会社、パートナーシップ企業に限り記入
	プロジェクト内容:	
	プロジェクト投資総額: (万米ドル)	
	プロジェクト開始年: (年)	
	プロジェクト終了年: (年)	
	プロジェクト外貨枠: (万米ドル)	
<b>法定代表者*</b>	姓名:	会社: 法定代表者 パートナーシップ企業: 実行事務パートナー (委任代表) 生産経営活動に従事: 担当者 駐在員事務所: 首席代表・代表
	国別(地域): (選択)	
	身分証明書類型: (選択)	
	身分証明書番号:	
<b>董事、監事、マネジャー*</b>	姓名:	会社に限り記入
	国別(地域): (選択)	
	身分証明書類型: (選択)	
	身分証明書番号:	
	職務: <input type="checkbox"/> 董事長 (実行董事) <input type="checkbox"/> 董事 <input type="checkbox"/> マネジャー <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> 監事	
	選出方式: <input type="checkbox"/> 選出 <input type="checkbox"/> 委任	
	委任方:	
<b>連絡員*</b>	氏名:	
	固定電話番号:	
	携帯電話番号:	
	E-mail アドレス:	
	身分証明書類型: (選択)	
	身分証明書番号:	

二、投資者の基本情報  
(投資者の数によりプルダウン・記入)

データ項目名称		備考 (データ項目名称は報告主体により調整の可能性がある)
投資者名称または氏名	(中文)*	会社:株主 パートナーシップ企業:パートナー 生産経営活動に従事:外国(地域)企業 駐在員事務所:外国(地域)企業
	(英語)	
国別(地域)*	(選択)	
身分証明書類型*	(選択)	会社、パートナーシップ企業に限り記入
身分証明書番号*		会社、パートナーシップ企業に限り記入
責任を負う方式*	<input type="checkbox"/> 無限責任 <input type="checkbox"/> 特殊な普通パートナー責任 <input type="checkbox"/> 有限責任	パートナーシップ企業に限り記入
外国(地域)企業基本情報*	国外住所	生産経営活動に従事、駐在員事務所に限り、記入
	経営範囲	
納付出資額*	(万元)	会社、パートナーシップ企業に限り記入
払込出資額*	(万元)	会社、パートナーシップ企業に限り記入
出資方式*	(選択)	会社、パートナーシップ企業に限り記入



		入
<b>出資比率*</b>		会社、パートナーシップ企業に限り記入
<b>資金源泉地</b>	国別(地域):(選択)	
<b>持分譲渡の状況</b>	譲渡方の実際出資金額: (万元)	会社、パートナーシップ企業に限り記入
	支払対価: (万元)	会社:持分譲渡状況 パートナーシップ企業:財産の譲渡状況
<b>投資者類型</b>	<input type="checkbox"/> 国外投資者(下記の選択肢の中から選択): <input type="checkbox"/> 国外投資者(下記の投資企業に属しない) <input type="checkbox"/> 国内に設立する外商投資の投資性会社 <input type="checkbox"/> 国内に設立する外商投資の設立投資企業 <input type="checkbox"/> 国内に設立する投資を主要業務とする外商投資のパートナーシップ企業	会社、パートナーシップ企業に限り記入
	<input type="checkbox"/> 国内投資者(下記の選択肢の中から選択): <input type="checkbox"/> 国内投資者は外商投資企業または外商投資企業国内投資の企業である(多レベルの投資が含まれている) <input type="checkbox"/> 前述以外の状況	
	国外投資者は中国大陸と香港、マカオとの『CEPA サービス貿易協議』に規定される香港、マカオのサービス提供者か: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	国外投資者は中国大陸と香港、マカオとの『CEPA 投資協議』に規定される香港、マカオの投資者か: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	国外投資者は国外に長期居住の中国公民か <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<b>投資者の最終実質保有者(実質保有者の人数により)</b>	企業名称または氏名(中文) 企業名称または氏名(英語) 国別(地域):(選択) 身分証明書類型:(選択)	

プルダウン記入)	身分証明書番号:	
	類型: <input type="checkbox"/> 国外上場企業 <input type="checkbox"/> 国外自然人 <input type="checkbox"/> 外国政府機構(政府基金を含む) <input type="checkbox"/> 国際組織 <input type="checkbox"/> 国内上場企業 <input type="checkbox"/> 国内自然人 <input type="checkbox"/> 国内国有・集団企業 <input type="checkbox"/> その他	
	実質保有の方式: <input type="checkbox"/> 直接にまたは間接に企業の50%以上の株式もしくは持分、財産、決定権、または他の類似の権益を有する。 <input type="checkbox"/> 直接にまたは間接に企業の50%未満の株式もしくは持分、財産、決定権、または他の類似の権益を有するが、下記の状況に該当する場合 1. 直接にまたは間接に企業董事会または類似の意思決定機構の半数以上のメンバーを任命する権利を有する 2. 特定の人員が企業董事会または類似の意思決定機構の過半数を取得できる 3. 所有の意思決定権利が株主会、株主大会または董事会等の意思決定機構に重大な影響を与える <input type="checkbox"/> 契約書、信託または他の方式を通じて、企業の経営、財務、人事または技術等の事項を決定できる。	
企業(機構)最終実質保有者か: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		

三、買収設立の外商投資企業の基本状況  
(会社、パートナーシップ企業に限り、記入する)

データ項目名称		備考 (データ項目名称は 報告主体により調整 の可能性がある)
買収される企業 の状況	企業名称:	
	資産総額: (万元)	
	投資業界:(選択)	
	その主要経営業界:(選択)	
	売上高: (万元)	
	従業員数: (人)	
	国有資産に係るか: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	知的財産権取引に係るか: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
買収される側状 況(プルダウン で記入できる)	買収される側の企業名称または氏名:	
	買収される側の身分証明書類型:(選択)	
	買収される側の身分証明書番号:	
	買収される側の実際払込金額: (万元)	
	買収の支払対価: (万元)	
買収される持 分・資産価値の 評価状況	持分/資産の評価額: (万元)	
	説明: (買収の支払対価が評価額の90%を下回った場合、 説明が必要)	
	財務監査報告書の番号:	
	承認/届出の機構(国有資産に係る場合):	
関連者間の買 収	関連者間の買収に係るか: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	関連関係の説明 (関連者間の買収に係る場合、詳細の関係について 説明が必要)	
買収される企業 の国内投資状 況(プルダウン で記入できる)	企業名称:	
	統一社会信用コード:	
	経営範囲:	
	国内投資はコントロールを構成するか: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

四、外国投資者による上場企業への戦略投資の基本状況  
(会社、パートナーシップ企業に限り、記入する。投資者の数によりプルダウンで記入できる。)

データ項目名称		備考 (データ項目名称は報告主体により調整の可能性はある)
戦略投資段階	<input type="checkbox"/> 投資者による初回の戦略投資 <input type="checkbox"/> 投資者はその持分を所有する上場企業に対し戦略投資を実施する。	
保有の状況	投資する上場企業の筆頭株主か: <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
投資方式	<input type="checkbox"/> 非公募発行 <input type="checkbox"/> 協議譲渡 <input type="checkbox"/> 提議買収 <input type="checkbox"/> その他	
	持分譲渡側の状況説明: (協議譲渡、提議買収を選択する場合、説明が必要)	
戦略投資者の資産状況	外国投資者自身の実際資産総額: (万米ドル)	外国投資者が100%投資した国外子会社の戦略投資に限る。
	外国投資者が管理する所有資産総額: (万米ドル)	
	外国投資者の親会社の所有資産総額: (万米ドル)	
	外国投資者の親会社が管理する所有資産総額: (万米ドル)	

備考:1、本表にて、中国国内において生産経営に従事する外国(地域)企業は「生産経営活動に従事」と略称する。

2、本表にて、生産経営活動に従事する外国(地域)企業駐在員事務所は「駐在員事務所」と略称する。

3、\*の付くデータ項目は、共有方式で採取する。

4、表三は外商投資者は国内企業を買収する場合のみに適用され、他の状況につき、当該表に記入する必要はない。

- 5、表四は外国投資者による上場企業への戦略投資の場合のみに適用され、他の状況につき、当該表に記入する必要はない。